

## 「第四期徳島県廃棄物処理計画」の策定について

### 1 計画の概要

「廃棄物処理計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める法定計画であり、環境大臣が定める「基本方針」に即して、本県における廃棄物の減量その他その適正な処理を図るための具体的な計画を策定するものです。

この計画は5年ごとに見直しを行っており、平成23年に策定した第三期計画が平成27年度で目標年次を迎えるにあたり、ごみの減量等目標値の達成状況及び関連施策の評価等を行い、課題を分析し、目標値及び施策の見直しを行った上で、今年度末までに、「第四期徳島県廃棄物処理計画」を策定します。

### 2 計画の期間

「平成28年度」から「平成32年度」までの5か年。

### 3 策定方針

第三期計画における目標設定等について十分な検証を行うとともに、しっかりと現状把握を行い、国の「基本方針」を踏まえた上で、本県独自の廃棄物の減量や適正処理の目標及び各種施策を掲げます。

### 4 計画の位置づけ

今後、国から示される「基本的な方針」に基づき、「循環型社会形成推進基本法」や各廃棄物リサイクル関連法の趣旨を尊重して策定します。

また、「新未来「創造」とくしま行動計画」「徳島県環境基本計画」などの上位計画や「徳島県分別収集促進計画（第7期）」「徳島県災害廃棄物処理計画」などの廃棄物関連の各種計画との整合性を図ります。